#### 新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市人権教育・啓発推進計画の理念に基づき、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1)性的マイノリティ 性的指向が異性愛のみではない者又は性自認が戸籍上の性と 異なる者をいう。
  - (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約した2人の者であって、その一方又は双方が性的マイノリティである者をいう。
  - (3)宣誓 2人が互いにパートナーシップを形成していることを市長に対して誓うことをいう。
  - (4)ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の3親等以内の親 族で、当該パートナーシップにある者の一方又は双方と生計が同一であり、家族と して協力し合う関係である者をいう。

(パートナーシップの宣誓の対象者の要件)

- 第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 双方がともに民法に規定する成年に達していること。
  - (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
    - ア 双方が市内に住所を有していること。

- イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が1か月以内に市内への転入を予定 していること。
- ウ 双方が1か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む)がいないこと及び宣誓に係る相手方以外にパートナーシップを形成している者がいないこと。
- (4) 双方の関係が民法に規定する直系血族、3 親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし双方の関係が養子縁組の場合を除く。

(パートナーシップの宣誓の方法)

- 第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、宣誓日を予約のうえ、市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(別記様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、代筆させることができる。
  - (1) 住民票の写し(宣誓目前3か月以内に発行されたものに限る。)
  - (2)独身証明書等、現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- 2 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出する時に、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。
  - (1) マイナンバーカード (個人番号カード)
  - (2) 旅券 (パスポート)
  - (3) 運転免許証
  - (4)前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等 であって、本人の顔写真が貼付されたもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
- 3 前条第2号に規定する市内に転入予定である者は、宣誓をした日から1か月以内に、

住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出するものとする。 (受領証等の交付)

第5条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適当であると認めるときは、 当該宣誓をした両者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(別記様式第2号)又はパートナーシップ宣誓書受領カード(別記様式第3号。以下「受領証等」という。)のいずれか又は両方に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(ファミリーシップの届出)

- 第6条 パートナーシップにある者 (パートナーシップの宣誓をしようとする者又はした者) は、当該パートナーシップにある者の一方又は双方にファミリーシップにある者がいるときは、市長にファミリーシップの届出をすることができる。
- 2 前項の規定により届出をしようとする者は、パートナーシップ宣誓に係るファミリーシップ届出書(別記様式第4号。以下「ファミリーシップ届出書」という。)に、自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、第4条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると認められる場合は、当該書類の添付を省略することができる。
  - (1)ファミリーシップにある者の住民票の写し(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。)
  - (2)ファミリーシップにある者の戸籍証明等の親族関係が確認できる書類(届出日前 3か月以内に発行されたものに限る。)
  - (3) パートナーシップ宣誓に係るファミリーシップの氏名記載に関する同意書(別記様式第5号。ファミリーシップにある者が届出日において15歳未満である場合は、 当該ファミリーシップにある者の親権を行う者又は未成年後見人の同意とする。この場合において、当該ファミリーシップにある者がパートナーシップにある者の一 方又は双方の実子又は養子であるときは、同意書の提出を不要とする。)
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定により提出のあったファミリーシップ届出書、添付書類等を確認し、適当であると認めるときは、受領証等に当該ファミリーシップにある者の氏名を記載するものとする。

(通称名の使用)

- 第7条 パートナーシップの宣誓及びファミリーシップの届出をしようとする者は、性別 違和等で市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書及びファミリーシップ届出書に おいて通称名を使用することができる。
- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類をパートナーシップの宣誓及びファミリーシップの届出時に提示するものとする。

(宣誓および届出内容の変更)

- 第8条 受領証等の交付を受けた者は、次に掲げる事由が生じたときは、パートナーシップ宣誓及びファミリーシップ届出内容変更届出書(別記様式第6号。以下「変更届」という。)に変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。
  - (1)当該パートナーシップにある者又はファミリーシップにある者の当該宣誓及び届 出の内容に変更が生じたとき。
  - (2) 生計の独立、死亡その他の理由により当該届出に係るファミリーシップにある者 が減少し、又はいなくなったとき。
- 2 市長は、前項の規定により提出のあった変更届、添付書類等を確認し、適当であると 認めるときは、変更後の内容を記載した受領証等を、当該変更届を提出した者に交付す るものとする。
- 3 前項の規定により変更後の内容を記載した受領証等の交付を受ける者は、変更前の受 領証等を市長に返還しなければならない。

(ファミリーシップにある者の氏名の削除)

第9条 第6条第3項の規定により受領証等に氏名を記載された者(この項の規定による

申立てをする日において15歳以上の者に限る。以下この条において同じ。) は、当該 受領証等から自身の氏名を削除するよう市長に申し立てることができる。

- 2 前項の規定による申立てをしようとする者は、パートナーシップ宣誓に係るファミリーシップの氏名削除に関する申立書(別記様式第7号。以下「申立書」という。)に申立てをしようとする者の本人を確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- 3 市長は、提出のあった申立書、添付書類等を確認し、適当であると認めるときは、申 立てを行った者の氏名を削除するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により申立てを行った者の氏名を受領証等から削除したときは、 当該申立てを行った者の氏名を削除した受領証等を第6条及び第8条の規定により当 該申立てを行った者の氏名が記載されている受領証等を交付した者(以下この項におい て「当該交付者」という。)に対し、通知し、及び当該申立てを行った者の氏名を削除 した受領証等を交付しなければならない。この場合において、当該交付者は、第6条及 び第8条の規定により当該申立てを行った者の氏名が記載されている受領証等を市長 に返還しなければならない。

(受領証等の再交付)

- 第10条 受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等を紛失し又は汚損したときには、 パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(別記様式第8号)により受領証等の再 交付を申請することができる。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。 (受領証等の返還)
- 第11条 受領証等の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、パート ナーシップ宣誓書受領証等返還届(別記様式第9号)を提出するとともに、受領証等を 市長に返還しなければならない。
  - (1) 当事者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
  - (2) 一方又は双方が市外に転出したとき。

- (3) 一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

(無効となる宣誓)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由が生じた時から将来に向かってのみ無効とする。
  - (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
  - (2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
  - (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
  - (4) 第4条第3項の規定に反して、市内への転入を証明する書類を提出しないとき。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、無効とした受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月12 日から施行する。

(施行前の準備行為)

2 パートナーシップの宣誓に係る日時等の調整その他パートナーシップの宣誓をする ために必要な行為については、令和2年4月1日前においても、この要綱の規定の例に より行うことができる。

附則

## (施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(表面)		
(宛先)新潟市長		
	パートナーシップ宣言	誓書
私たち		は、新潟市パートナーシップ宣誓
の取扱いに関する要綱に基づ	き、互いをその人生のパ	パートナーとすることを宣誓し、署名
いたします。		
年  月	日	
住所		
氏名又は通称名		
(通称名の場合、戸籍上の氏	名	
住所		
氏名又は通称名		
(通称名の場合、戸籍上の氏	名	
(代筆者)		
住所		
氏名		
【交付を希望するもの】	□ パートナーシップ	プ宣誓書受領証
	□ パートナーシップ	プ宣誓書受領カード

別記様式第1号(第4条関係)

### 別記様式第1号(第4条関係)

(裏面)

### パートナーシップ宣誓にあたっての確認

私たちは「新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくパートナーシップの 宣誓をするにあたり、同要綱の規定を遵守し、以下の内容を確認します。

要綱の	確認事項						
規定	項目	回答(該当する	5 🗆 に 「 <b>夕</b> 」)				
第2条	一方または双方が性的マイノリティであ	□左記に該当します	□左記に該当しま				
第2号	り、互いを人生のパートナーとし、日常の生		せん				
	活において相互に協力し合うことを約した		→宣誓できません				
	関係であること。						
第3条	宣誓する当日において、双方が民法に規	□左記に該当します	□左記に該当しま				
第1号	定する成年に達していること。		せん				
			→宣誓できません				
第3条	双方が市内に住所を有していること。又	□左記に該当します	□左記に該当しま				
第2号	は1か月以内に転入予定であること。	※転入予定の場合	せん				
		転入予定者	→宣誓できません				
		転入予定日					
		年 月 日					
		転入予定者					
		転入予定日					
		年 月 日					
第3条	双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以	□左記に該当します	□左記に該当しま				
第3号	外の者とパートナーシップの関係にないこ		せん				
	と。		→宣誓できません				
第3条	双方が直系血族、3 親等以内の傍系血族又	□左記に該当します	□左記に該当しま				
第4号	は直系姻族の関係にないこと。		せん				
	(養子を除く)		→宣誓できません				
第 1 2	上記の内容が事実と異なることが判明し	□左記について了解し	よした				
条	た場合は、受領証等を市に返還します。ま						
	た、市長が必要あると認めるときは、無効						
	とした受領証等の交付番号が公表されるこ						
	とを承諾します。						
以上の同	内容を確認しました。	年 月	日				
フリガナ	フリガナ						
氏名	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						

					<u> </u>	- 6
第 1 2	上記の内容が事実と異なることが	判明し	□左記につ	いて了解し	ました	
条	た場合は、受領証等を市に返還しま	す。ま				
	た、市長が必要あると認めるときは	、無効				
	とした受領証等の交付番号が公表さ	れるこ				
	とを承諾します。					
以上のア	内容を確認しました。		年	月	目	
フリガナ		フリガナ				
氏名		氏名				
•						
連絡先		連絡先	<u> </u>	_	_	



# パートナーシップ宣誓書受領証

		様			
新潟市パートナーシップ宣誓の シップ宣誓書を受領しました。	の取扱	ないに関	する要綱	の規定に基づき	、お二人からパートナ
宣誓日	年	月	日		
第  号					
				新潟市長 日	]
(ファミリーシップ関係にある業	見族)				
		様			
		様			様

別記様式第2号(第5条関係)

(裏面)

新潟市は、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく 暮らすことのできる社会の実現を目指し、「新潟市パートナーシップ宣誓制度」を実施していま す。

この制度は、法的な効力を有するものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして、 相互に協力し合う関係であると宣誓されたこと及びパートナーシップにある者と家族として協力し合うファミリーシップ関係であることを新潟市が証するものです。

受領証の提示を受けた方は、制度の趣旨をご理解いただき、本制度を利用する方の性的指向・ 性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

発行:新潟市男女共同参画課

#### 【特記事項】

(通称名を使用している場合の氏名)

通称名	
戸籍に記載さ れている氏名	
通称名	
戸籍に記載さ れている氏名	
通称名	
戸籍に記載さ れている氏名	

#### (表面)

パートナーシップ宣誓書受領カード	ファミリーシップ関係にある親族
様様 新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書	
を受領しました。 宣誓日	
第 号 新潟市長 印	【特記事項】

### (裏面)

新潟市は、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず誰もが自分らしく暮らすことのできる社会の実現を目指し、「新潟市パートナーシップ宣誓制度」を実施しています。

この制度は、法的な効力を有するものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であると宣誓されたこと及びパートナーシップにある者と家族として協力し合うファミリーシップ関係であることを新潟市が証するものです。

カードの提示を受けた方は、制度の趣旨をご理解いただき、本制度を利用する方の性的指向・性自認や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

発行:新潟市男女共同参画課



別記様式第4号(第6条関係)

(表面)

(宛先) 新潟市長

# パートナーシップ宣誓に係るファミリーシップ届出書

私たちと_	は、新潟市パートナーシップ宣誓の取
扱いに関する要綱に基づき、以下に	こ記載する者とファミリーシップの関係であることを届け出
ます。	
年 月 日	
住所	
氏名又は通称名	
パートナーシップにある者との関係	
通称名の場合、戸籍上の氏名	
住所	
氏名又は通称名	
パートナーシップにある者との関係	
通称名の場合、戸籍上の氏名	
住所	
氏名又は通称名	
パートナーシップにある者との関係	
通称名の場合、戸籍上の氏名	
住所	
氏名又は通称名	
パートナーシップにある者との関係	
通称名の場合、戸籍上の氏名	
【氏名の記載を希望するもの】	□ パートナーシップ宣誓書受領証
	□ パートナーシップ宣誓書受領カード

## 別記様式第4号(第6条関係)

(裏面)

### ファミリーシップ届出にあたっての確認

私たちは「新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づくファミリーシップの 届出をするにあたり、同要綱の規定を遵守し、以下の内容を確認します。

要綱の	確認事項						
規定	項目 回答(該当する□に「☑」)						
第2条	パートナーシップにある者の一方又は双	□左記に該当します	□左記に該当しま				
第4号	方の3親等以内の親族で、一方又は双方と生		せん				
	計が同一であり、家族として協力し合う関係		→届出できません				
	であること。						
第6条	ファミリーシップにある者から、受領証等	□左記に該当します	□左記に該当しま				
第2項	に氏名を記載する同意を得ていること。(1		せん				
第3号	5歳未満の場合は、親権を行う者又は未成年		→届出できません				
	後見人の同意を得ていること。なお、パート						
	ナーシップにある者の一方又は双方の実子						
	又は養子の場合は、同意書の提出は要しな						
	<i>١</i> ٧°)						

以上の内容を確認しました。		4	年	月	日
フリガナ 氏名 	(自署)	フリガナ 氏名			(自署)
連絡先	_	連絡先	_		_

別記様式第5号(第6条関係)

(宛先) 新潟市長

パートナーシップ宣誓に係るファミリーシップの氏名記載に関する同意書

以下の者が、新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、ファミリーシップ にある者として届出を行うにあたり、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ宣誓 書受領カードのいずれか又は両方に私の氏名を記載することに同意します。

	年	月	日				
届出者の	)氏名						
<b>₹1</b> #\-	* A A A ST	-					
記載する	者の住所	ſ					
記載する	者の氏名						
記載する	る者の生年	: B 🗆		年	月	日 (	歳)
11年以 ソ へ	14 少土午	•Д П		<del>- +-</del>	_Д	Η (	<u> </u>
届出者と	: の関係						
同意する	者の氏名						(自署)
記載する	者との関	係					

### パートナーシップ宣誓及びファミリーシップ届出内容変更届出書

( who ( ) , )				年	月	日
(宛先)新潟市長						
		届出者の氏名				
新潟市パートナーシッフ あったことを届け出ます。	『宣誓の取扱	ひいに関する要?	綱第8条の規范	定により、	以下のと	おり変更が
1.変更するパートナーシ	ップ宣誓書	受領証等の交付	番号及び宣誓	日		
第	号	<u>.</u>	£	Ē.	月	<u>月</u>
2. 変更内容						
変更があった者の氏名						
	変更前					
氏名	変更後					
At 元	変更前					
住所	変更後					
その他	変更前					
~C V J 们也	変更後					

### パートナーシップ宣誓に係るファミリーシップの氏名削除に関する申立書

(宛先) 新潟市長		•	年  月	日日
申立人の氏名				
住所				
生年月日	年	月	日	( 歳)
新潟市パートナーシップ宣誓の取扱いに 誓書受領証及びパートナーシップ宣誓書受	, , , , , , ,	. ,	•	
1. パートナーシップ宣誓の届出者に関す	する確認事項			
届出者の氏名				

## パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

(宛先)新潟市長		年	月	日
年 月 日付第 号で	交付されたパートナーシップ宣誓	書受領証等	等の再交付	けを受けた
いので、新潟市パートナーシップ宣	宣誓の取扱いに関する要綱第10名	その規定に	より、申記	青します。
再交付を希望する理由(いずれ)	かに○をしてください。)			
(1) 紛失				
(2)汚損				
(3) その他(				)
住所				
氏名又は通称名				
住所				
氏名又は通称名				
(代筆者)				
住所				
氏名				
N/I				
【再交付を希望するもの】	□ パートナーシップ宣誓書受領	証		
	□ パートナーシップ宣誓書受領	頁カード		

# 別記様式第9号(第11条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届			
(宛先)新潟市長	年	月	日
年 月 日付第 号で交付されたパートナーシップ宣誓。 パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第11条の規定により、			
返還の理由(いずれかに○をしてください。) (1) パートナーシップの解消 (2) 新潟市からの転出 (3) 死亡 (4) その他(			)
住所 氏名又は通称名 住所			
<ul><li>氏名又は通称名</li><li>(代筆者)</li><li>住所</li><li>氏名</li></ul>			